

防衛白書の変遷

——1997～2002年

植村秀樹

(承前)

23. 1997年版

クリントン (Bill Clinton) 米国大統領とエリツィン (Boris Yeltsin) ロシア連邦大統領がにこやかに握手をしている写真が第1章の扉を飾っていることが象徴しているように、この1年は国際軍事情勢に大きな動きがあったわけではない。本文で取り上げられている紛争も、アフリカのザイール、アフガニスタン、イラクのクルド問題などが主なものであり、日本の安全保障に直接大きな影響を与えるものではなかった。

こうした国際情勢を反映してのことであろうか、前年度は第4章第3節に置かれていた「より安定した安全保障環境の構築への貢献」が今年度は第2章に格上げされた。全体で444ページとやや量が増えたが、資料は前年と同じく67点である。構成は昨年度版とはやや異なっている(細目は省略)。

第1章 国際軍事情勢

(略)

- 第2章 より安定した安全保障環境の構築への我が国の貢献
 - 第1節 我が国の考え方
 - 第2節 国際平和協力業務など
 - 第3節 安全保障対話・防衛交流
 - 第4節 国連・国際機関などが行う軍備管理・軍縮分野への協力
- 第3章 我が国の防衛政策
 - 第1節 我が国防衛の基本的考え方
 - 第2節 防衛力の意義と役割
 - 第3節 日米安全保障体制
 - 第4節 防衛計画の大綱
- 第4章 我が国防衛の現状と課題
 - 第1節 防衛力の改革
 - 第2節 我が国の防衛
 - 第3節 大規模災害などへの対応
 - 第4節 日米安全保障体制の信頼性向上のための施策
 - 第5節 防衛力を支える基盤
 - 第6節 緊急事態への対応など
- 第5章 国民と防衛
 - 第1節 自衛隊と隊員
 - 第2節 国民生活とのかかわり
 - 第3節 自衛隊を支える力
 - 第4節 地域社会と防衛施設
 - 第5節 沖縄に所在する在日米軍施設・区域に係る諸施策

資料編

先に述べたように、昨年度は第4章第3節3「安全保障対話・防衛交流」に6ページ余りが割かれていたが、今年度はその「安全保障対話・防

衛交流」は第2章第3節に格上げされ、20ページに及んでいる。欧州では1970年代に「欧州安全保障・協力会議」(CSCE)というかたちで対話や交流が始まっていたが、日本周辺ではこうした動きはほとんどなかった。そうした事情を次のように説明している (p. 101)。

アジア太平洋地域は、地理的・歴史的に多様性に富んでおり、各国の安全保障観も多様で、冷戦期においても、中国という第三極が存在していたため、欧州におけるような明確な東西対立は存在していなかった。このような地理的・歴史的な要因を背景として、この地域においては、今日に至るまで、欧州のような多国間の安全保障の枠組みが構築されていない。

日米安全保障体制を安全保障政策の柱としつつも、「さらに、それを補完するものとして、我が国の周辺諸国を含む関係諸国との間の信頼関係の増進を図ることが大切である」との認識からこの格上げが行われたのである (p. 102)。

具体的には「活発化する多国間の安全保障対話」としてASEAN地域フォーラム (ARF) や「防衛庁主催による多国間の安全保障対話」の取り組みなどが紹介されている。さらに、2国間防衛交流も前年以上に詳しく紹介している。

その一方で、第5章「国民と防衛」には第5節に「沖縄に所在する在日米軍施設・区域に係る諸施策」が入っていることが目を引く。冷戦の負の遺産ともいべき沖縄の米軍基地問題がここにクローズアップされたのは皮肉でもある。1972年の沖縄返還時に米軍に提供した83施設、約278km²の基地はこの時点でなお37施設、約235km²に及んでいる。とはいえ、政府はこの間まったく手を拱いていたというわけではない。1990年6月には沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の要請を踏まえて23事案、約

1,000haの返還に向けた取り組み、1995年1月の日米首脳会談では、那覇港湾施設及び読谷補助飛行場の返還、県道104号線越え実弾射撃訓練の移転などの取り組みが行われてきた。

そもそも防衛庁は、沖縄の米軍基地を次のように位置付けている。

米軍が沖縄に駐留する理由については、歴史的経緯により現にそこに施設・区域が存在しているということのほか、地理的に米本土やハワイ、グアム島よりも日本を含む東アジアの各地域に近く、同地域に緊急な展開を必要とする場合に、一定の距離を持ちながら迅速な対応を実現できる一方で、我が国周辺の諸国との間に一定の距離があり、縦深性を確保できることが考えられる。また、特に、機動展開部隊である海兵隊については、このほかに、練度・即応性の維持・向上に必要な演習場及び後方支援施設が県内に存在していることも指摘できる。(p. 282-283)

このように、安全保障の専門家がしばしば好んで用いる言葉を借りるならば、いわゆる「軍事的合理性」なる視点から説明がなされている。こうした説明が新たに節を立てて行われたのは、「一昨年9月に起きた不幸な事件」故である。この事件を機に、大田昌秀沖縄県知事は軍用地特別措置法に基づく書名・押印を拒否し、全国的に注目を集めた。政府は、沖縄との間に「沖縄米軍基地問題協議会」を設け、米国との間に「沖縄に関する特別行動委員会」(略称SACO)を設置した。その中でも目玉となったのが大田知事の要望に橋本龍太郎首相が応えて日米間の合意にまで持っていった普天間飛行場の返還である。同飛行場は宜野湾市の中央部に位置する海兵隊の基地であり、市街地に囲まれていることから危険性が他の基地以上に大きいとされてきた。

SACOは1996年12月に最終報告をまとめ、日米安全保障協議委員会(SCC)の了承を得た(報告書は資料編に掲載)。ここに盛り込まれた普天間飛行

場返還は、「今後5乃至7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後」に返還されるものとされた (p. 408)。ただし、その「代替施設」は約1,300mの滑走路を持ち「普天間飛行場のヘリコプター運用機能の殆どを吸収する」ものであり、白書もこれを「代替ヘリポートの建設」と表現している。普天間飛行場のほか、那覇港湾施設、読谷補助飛行場の全部、北部訓練場の一部などと合わせて沖縄の米軍基地の約21%、約5,000haが返還されることで合意した。沖縄の復帰からこの時までの返還が約4,300haであったことからすると、一気に返還が進むことが期待された。

こうして沖縄の基地問題の調整が進められる一方で、日米防衛協力を新たな進展が見られた。1978年11月に合意された「日米防衛協力のための指針」の見直し作業の中間とりまとめが6月に発表された。前年4月の「日米安全保障共同宣言」に対応するものである。新たな指針は、「日本に対する武力攻撃又は周辺事態に際して、日米が協力して効果的にこれに対応しうる態勢を構築すること」を目的とするものとされているが、ここに「周辺事態」が入ってきたところが新しい点である。これは「日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合」と説明されている (p. 202)。1994年の朝鮮半島危機を受けて、米国の要請によって新たな指針を作成することになり、これにより日米安全保障体制は新たな段階に入ることになる。第4章第6節「緊急事態への対処など」でも「我が国周辺地域において発生し得る我が国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態」での在外邦人の緊急退避、機雷除去などを例に挙げつつ、「地域の平和と安定を確保するために国連や米国などが活動する場合に、我が国として憲法および関係法令に従い、どのように協力をするかも重要な課題」とした。しかしながら、こうした課題の検討も「あくまで憲法や集団的自衛権に関する政府のこれまでの解釈を前提して行う」としている (p. 223-225)。

日米安全保障体制に関する記述に特に大きな変化はないが、昨年初めて登場した「日米同盟」は（昨年度版p. 86）、今年はまだ「日米同盟関係」に戻った。些末なことであるが、こうした言葉遣いには注意をしておきたい。また、昨年度は新たに策定された「防衛計画の大綱」について第2章第3節から第5節にかけて52ページを費やしたが、今年は6ページにコンパクトにまとめられた（第3章第4節）。

米海兵隊および海上自衛隊が使用する岩国飛行場（山口県）の沖合移転工事は1996年度から着工している。これに関連して、空母艦載機の発着訓練場確保のための努力が数年来行われてきているが、これもなお「政府としては、今後とも暫定措置として硫黄島での艦載機着陸訓練の実施に努めるとともに、三宅村当局及び地元住民の理解と協力が得られるよう努力しているところである」と述べるにとどまっている（p. 278）。

また、この年の1月、防衛庁に情報本部が新設された。「従来、内部部局、各幕僚監部、統合幕僚会議などでそれぞれ独自の情報業務を行っていた」が、それらの情報組織を整理・再編したものである。これは「専守防衛を旨とする我が国にとって、国の安全保障に必要な情報の収集・処理・分析は重要」というのがその説明である。（p. 161）。

24. 1998年版

昨年度版で節から章へ格上げされた「より安定した安全保障環境構築への我が国の貢献」は「取組」へと表題を変えたものの、第4章として維持された。しかしながら、今年度の最大の目玉は、何といても昨年度版白書刊行直後の1997年9月に決定された新たな「日米防衛協力のための指針」（いわゆる「新ガイドライン」）である。これに関する記述は第5章第2節以降に置かれている。全体を見ると、本文は474ページ、資料編が66点となっている。構成は次の通り（細目は省略）。

第1章 国際軍事情勢

(略)

第2章 我が国の防衛政策

(略)

第3章 自衛隊の多様な役割と対応

(略)

第4章 より安定した安全保障環境構築への取組

第1節 我が国の考え方

第2節 国際平和協力業務など

第3節 安全保障対話・防衛交流

第4節 軍備管理・軍縮分野への協力

第5章 日米安全保障体制に関連する諸施策

第1節 政策協議・情報交換など

第2節 日米防衛協力のための指針（「指針」）の見直し

第3節 新「指針」の実効性を確保するための諸施策

第4節 在日米軍の駐留を円滑にするための施策など

第5節 平素から実施している施設など

第6章 国民と防衛

第1節 自衛隊と隊員

第2節 国民生活とのかかわり

第3節 自衛隊を支える力

第4節 地域社会と防衛施設

第5節 沖縄に所在する在日米軍施設・区域に係る諸施策

資料編

新たな日米防衛協力指針ができたが、その前にまず、「わが国防衛の基本的な考え方」（第2章第1節）を見てみよう。日本に繁栄をもたらした要因

として「自由主義陣営の一員」であったことが大きい、「平和や安全」のためには「国際政治の安定を確保するための外交努力、内政の安定による安全保障基盤の確立、自らの防衛努力及び日米安保体制の堅持など適切な手段を講じていかなければならない」としている。そして、外交分野においては、「日米同盟関係を始めとする二国間の協力関係を強化しつつ、アジア太平洋地域における地域的協力や国連などへの地球的規模の協力を積極的に進める」と、あくまでも「日米同盟関係」が第一である (p. 87)。ところで、「二国間の協力関係」とはいうものの、安全保障の分野で米国以外の二国間関係ははなはだ弱いままである。政務次官、事務次官、統合幕僚会議議長、各幕僚長などの相互訪問をはじめとする「防衛首脳クラスなどハイレベルの交流」、防衛当局者間の定期協議、部隊間の交流や留学生の交換などが行われているほか、冷戦終結後はソ連崩壊後のロシアとの関係も改善されてきている。

さて、本年度白書の目玉である「日米防衛協力のための指針」の見直しであるが、旧指針が「その後行われるべき研究作業のガイドライン」であって、日米両国はこれに基づいて「共同作戦計画についての研究をはじめ、各種の共同の取組を進め」てきた (p. 227)。しかし、この旧指針は一面では前「防衛計画の大綱」に基づくものであり、情勢の変化に応じて1995年に新たな「大綱」が策定され、さらには翌96年の「日米安全共同宣言」でそれまで以上に日米安保体制を「同盟」として持ち上げた以上、防衛協力もそれに呼応させる必要が生じたと考えられる。具体的には冷戦の終結とその後の朝鮮半島危機が直接の契機となったものである。

指針の改定は、日米安全保障協議委員会 (SCC) の下部機構である日米防衛協力小委員会 (SDC) を改組して行うことが2年前に決まっていた。その構成は、日本側は外務省北米局長、防衛庁防衛局長、統合幕僚会議の代表者、米国側は国務次官補、国防次官補、在日米国大使館、統合参謀本部、太平洋軍、在日米軍のそれぞれの代表者となっていた。検討したの

は、「平素から行う協力」、「日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等」、「日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合（周辺事態）の協力」の3つの分野であった（p. 229-230）。

こうしてSDCが策定した新たな「指針」は、1997年9月にSCCに報告され、了承を得た。日米安保体制における権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは変更しないことを原則とし、日本は憲法の範囲内で行動することも確認された。

ここで、集団的自衛権と交戦権について、あらためて白書の記述を見ておく。

憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。

我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することは当然のことと認められており、その行使は、交戦権の行使とは別のものである。（p. 90）

この記述は、防衛協力の新ガイドライン以前から全く同じであり、新ガイドラインのもとにあっても、憲法の解釈には全く変更がないことが確認できる。日米両国はあくまで各々の指揮権を持ち、有事の際もそれを統合することはしないものなされた。

昨年の白書で大きく取り上げられた沖縄の基地問題は今年度も第6章第5節として10ページ余りが費やされた。

また、「日米同盟関係」の進展に伴うものなのかどうか、次のような事態も生じている。

本年1月、本土の各飛行場（三沢、横田、厚木、岩国）において、艦載機着陸訓練が、米側の急な運用上の都合から、訓練直前の通報により、週末を含め深夜まで行われた。政府は、久間防衛庁長官から、米側にこのような訓練の自粛などを求めたところ、コーエン米国防長官から遺憾の意が述べられた（p. 307）。

25. 1999年版

全体で496ページに増えた。また、初めてCD-ROMが付けられた。そして、防衛庁長官名による「刊行によせて」が前年の2ページから5ページに増えた。これは、何よりも、「防衛装備品の調達に関する過払い事案」が発生し、国民の信頼を失墜させたからであった。さらに、周辺事態安全確保法が成立し、日米安全保障体制が新たな次元に突入したことも挙げられよう。そして、北朝鮮のミサイルが初めて日本列島を越えて太平洋に落下した。こうした大きな事件が相次いで発生した1年であった。白書の構成は次の通り（細目は省略）、巻末の資料は60点である。

第1章 国際軍事情勢

（略）

第2章 日本の防衛政策

（略）

第3章 防衛力の多様な役割と防衛庁の諸施策

第1節 防衛力の整備と新たな体制への移行

第2節 我が国の防衛

第3節 大規模災害など各種の事態への対応

第4節 より安定した安全保障環境の構築への貢献

第4章 日米安全保障体制に関連する諸施策

第1節 日米防衛協力のための指針（指針）

第2節 指針の実効性を確保するための諸施策

第3節 平素から行っている協力

第4節 在日米軍の駐留を円滑にするための施策など

第5章 国民と防衛

第1節 自衛隊と隊員

第2節 国民生活とのかかわり

第3節 自衛隊を支える力

第4節 地域社会と防衛施設

第5節 沖縄に所在する在日米軍施設・区域

第6章 調達改革への取組と新たな事案への対応

第1節 調達改革などへの取組

第2節 北朝鮮によるミサイル発射と防衛庁の対応

第3節 能登半島沖の不審船事案と防衛庁の対応

資料編

調達をめぐる不祥事と北朝鮮によるミサイル発射への対応が第6章にまとめられている。不祥事を受けて改革された調達について27ページを割いているが、本稿の関心事から外れるので割愛する。

まず、北朝鮮ミサイル問題を見てみよう。1980年代からソ連製のスカッドを改良するなどしてミサイル開発を進めてきた北朝鮮は、1993年5月には日本海に向けて弾道ミサイルの発射実験を行い、1998年8月には、日本の上空を飛び越え、三陸沖に落下させるまでになった。テポドン1号（ノドンとスカッドBを組み合わせたものと考えられた）を改良したと見られるこのミサイル発射は日本に大きな衝撃を与えた。政府と防衛庁はこれを奇貨として情報収集の強化を図り、偵察衛星の導入に踏み込む。

日本の安全を確保するために必要な情報収集を行うためには、情報収

集衛星を導入することが必要との結論に至り、昨年12月、外交・防衛などの安全保障及び大規模災害への対応などの危機管理のために必要な情報の収集を主な目的として、平成14年度を中途に情報収集衛星を導入することが閣議決定された。

防衛庁としては、情報収集衛星を通じて安全保障に資する貴重なデータが得られることから、これを導入することは極めて意義なるものと考えている。(p. 332)

1999年1月には、防衛庁長官の下に政務・事務各次官、官房長、防衛・運用各局長、統合幕僚会議議長、陸・海・空各幕僚長及び情報本部長からなる「重要事態対応会議」も設置した。この会議は「ミサイルが再発射された場合の防衛庁の対応などについても検討、議論を行っている」ところから (p. 334)、おそらく弾道ミサイル防衛 (MD) についての検討を始めたものと思われる。

また、敵基地への攻撃も検討課題に上ったとも考えられる。それは、第2章第1節の中に掲載された「ミサイルによる攻撃と自衛権の範囲について」と題する囲み記事である (p. 91-92)。ここに引用されているのは、1956年に国会で表明された政府の見解である。この時の首相、鳩山一郎は次のように述べた。

我が国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段として我が国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだとはいうふうには、どうしても考えられないと思うのです。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能である

というべきものと思います。

これを受けて、政府は国会で、「昭和31年の政府統一見解に設定したような事例で、他に手段がない場合に、敵基地を直接攻撃するための必要最小限度の能力を保持することも法理上は許されるものと考えます」とあらためて述べている（p. 91）。

さて、この白書では、「日米同盟関係」でなく「日米同盟」という語が久しぶりに白書本文に登場した（p. 97）。日米安全保障関係も新・防衛協力の指針を得て、新たな段階を迎えた。それを象徴するのが「周辺事態安全確保法」である。「日米防衛協力のための指針の実効性の確保について」の閣議決定に従って法的な措置を講じたわけである。第145回通常国会で成立した「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための阻止に関する法律」（周辺事態安全確保法）は、後方地域支援および後方地域捜索救助活動などの実施について定めている。これに合わせて日米物品役務相互提供協定の適用対象に「周辺事態に対応する活動」における協力が追加された。

あらためて確認しておくが、周辺事態とは、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」と説明されている（p. 219）。そして、次のように、自衛隊が活動する地域では戦闘は行われないものとされている。

なお、後方地域（我が国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海及びその上空の範囲）において指定される実施区域が、「現に戦闘が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる」

地域の中にあるかどうかについては、自衛隊が収集した情報、外務省から得た情報及び米軍から得た情報などを分析することにより、防衛庁長官が合理的に判断することは十分可能であると考えており、当該活動は、そもそも紛争に巻き込まれることが想定されない地域で実施されることとなっている。さらに、後方地域支援などを実施している際に、万が一不測の事態が発生したとしても、実施区域の変更や活動の中断・休止などの対応をとることにより、当該活動が後方地域においてのみ実施されることを担保している。(p. 219)

なんともお目出度い認識といわざるを得まい。

そして、こうした活動における武器の使用は、「自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認められる相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される言語で武器を使用することができる」が、これはあくまで「自己保存のための自然権の権利というべきものであるから、そのために必要な最小限の武器の使用は、憲法の禁ずる武力の行使に当たるものではない」とされている (p. 221)。

自衛権に関する政府の解釈及び白書での説明も昨年度までと何ら異なるところはない。自衛権を行使できる地理的範囲や集団的自衛権に関する記述も昨年と同じである (数年来変化はない)。

26. 2000年版

この年度の白書から判型が変わり、変型A4判へと大きくなった。これに伴って本文は336ページになり、資料は49項目に減少した。写真が多く、図などが大きくなり、見やすいものとなった。虎島和夫長官名による「刊行によせて」では、第4章「多様化する防衛庁・自衛隊の施策と活動」を挙げ、「近年ますます増加する自衛隊の運用面などに焦点を当てた章を設

けました」と述べた。構成は以下の通り（細目は省略）。

第1章 国際軍事情勢

（略）

第2章 日本の防衛政策

第1節 防衛の基本的考え方

第2節 日米安全保障体制

第3節 防衛計画の大綱

第3章 我が国の防衛と日米安全保障体制に関連する諸施策

第1節 我が国の防衛

第2節 防衛力の整備と新たな体制への移行

第3節 防衛力を形成する基盤

第4節 日米安全保障体制に関連する諸施策

第4章 多様化する防衛庁・自衛隊の施策と活動

第1節 求められる各種の事態等への対応

第2節 より安定した安全保障環境の構築への貢献

第5章 身近な自衛隊と諸問題への取組

第1節 自衛隊と国民及び地方公共団体などのかかわり

第2節 地域社会と防衛施設

第3節 沖縄に所在する在日米軍施設・区域

第4節 新しい時代に向けた管理

資料

第2章第1節の「防衛の基本的考え方」は例年通りであり、続く第2節「日米安全保障体制」は昨年度を引き継いで「日米同盟の意義はいささかも減じておらず」としている（p. 71）。

「交戦権」についての記述が昨年度までといささか異なっている。その

異同をここで比較してみよう。1991年版では以下の通りであった。

憲法第9条第2項は、「国の交戦権は、これを認めない」と規定しているが、わが国は、自衛権の行使にあたっては、すでに述べたように、わが国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することが当然に認められており、その行使は、交戦権の行使とは別のものである。(1991年版, p. 80)

これは昨年度も同様であった。それが今年度版では以下のようにになっている。

憲法第9条第2項では、「国の交戦権は、これを認めない」と規定しているが、ここでいう交戦権とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であって、相手国兵力の殺傷及び破壊、相手国の領土の占領などの権能を含むものである。

他方、我が国は、自衛権の行使に当たっては、我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することは当然のことと認められており、その行使は、交戦権の行使とは別のものである。(p. 68)

昨年までは、1996年の「防衛力整備の大綱」に伴う中期防衛力整備計画における検討事項のひとつとして、「空中給油機の性能、運用構想など空中給油機能に関する検討を行い、結論を得、対処することとしている」となっていたが、1999年12月の安全保障会議で次のような結論に至った。

- ① 空中における航空機に対する給油機能及び国際協力活動にも利用できる輸送機能を有する航空機については、次期防において速やかに整備を行うこととする。

- ② このため、平成12年度予算においては、必要な経費を計上する。
(p. 92)

空中給油機を導入するという事は、いわゆる戦闘機の足を長くすることになり、外国への攻撃機能につながると考えられる。そこで白書は囲み記事(コラム)のかたちで次のような説明(弁明?)を行っている。

我が国は、専守防衛を旨とし、相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使するなど、憲法の本質にのっとった受動的な防衛戦略をとっています。このような受動的な防衛戦略の下で我が国の防空という任務を果たすためには、航空侵攻に対して、直ちに対処し得る態勢を維持していくことが重要です。

要撃機編隊をあらかじめ警戒のために、常に空中待機させ、目標の発見後直ちに要撃し得る態勢をとること(空中警戒待機=CAP(Combat Air Patrol))が必要不可欠となると見込まれます。

空中給油機能を持つことにより、要撃機が空中で給油を受けて、警戒のための滞空時間を延ばすことが可能になり、効率的にCAPを行えるようになります。(p. 93より一部抜粋)

1997年に情報本部を新設したときと同様、新しいことを始めるにあたってそれを正当化する説明にも、防衛政策が「専守防衛を旨と」するものであることが挙げられる。専守防衛であるから情報が大事であり、専守防衛であるから空中給油機を導入するというのである。1998年から導入が始まったE-767早期警戒管制機についてもコラムが設けられている。ここでは、「最近の航空機の性能を見ると、運動性能や攻撃能力と並んで行動半径についても継続的な能力向上が見られ」、「将来にわたって有効な早期警戒監視の態勢を維持するため」にはE-2C早期警戒機では不十分というこ

とである (p. 82)。早期警戒管制機と空中給油機を組み合わせれば、敵基地攻撃能力の取得に大きく前進するが、そのことにはまったく触れられていない。

第4章は、先に述べたように、長官が「刊行によせて」で強調した部分である。副題に「様々な分野で防衛力を有効に発揮」とあるように、在外邦人などの保護、大量避難民対策、沿岸・重要施設の警備などがここで挙げられている。また、北朝鮮の長距離ミサイルの発射や不審船への対処についても述べられている。

27. 2001年版

昨年度に引き続き、変型A4判、CD-ROM付で全344ページ、巻末の資料は2点減って47点となっている。副題に「21世紀の精強な自衛隊を目指して」と付したのは、新防衛計画大綱に合わせて前年策定されたばかりの新たな中期防衛力整備計画の説明に力を入れているからであろう。目新しいところでは第6章第4節「様々な人事施策と秘密保全に対する取組」がある。構成は以下の通り（細目は省略）。

第1章 国際軍事情勢

(略)

第2章 わが国の防衛政策

(略)

第3章 これからの防衛力整備

第1節 新中期防衛力整備計画

第2節 平成13年度の防衛力整備

第4章 わが国の防衛と日米安全保障体制に関連する諸施策

第1節 わが国の防衛

第2節 情報通信技術 (IT) 革命への対応

第3節 防衛力を形成する基盤

第4節 日米安全保障体制に関連する諸施策

第5章 多様化する自衛隊の役割と対応

第1節 各種の事態への対応

第2節 より安定した安全保障環境の構築への貢献

第6章 国民と自衛隊及び諸問題への取組

第1節 自衛隊と国民及び地方公共団体などのかかわり

第2節 地域社会と防衛施設

第3節 沖縄に所在する在日米軍施設・区域

第4節 様々な人事施策と秘密保全に対する取組

憲法や自衛権、日米安全保障体制に関する記述に大きな変化は見られないが、今年度の白書ではコラムが増えている。そのひとつ、第2章第1節に置かれた「防衛庁・自衛隊をめぐる憲法上の議論」では、衆参各議院に憲法調査会が設置されたことに触れ、次のように慎重に述べている。

その中では、防衛庁・自衛隊の位置づけなどの基本にかかわる議論も行われています。たとえば、わが国が軍隊又は自衛隊を保持することを憲法に明記することの是非、国家固有の権利である個別的自衛権を保持していること又はその行使ができることを憲法に明記することの是非、集団的自衛権を保持していることまたはその行使ができることを憲法に明記することの是非、国際平和協力を積極的に参画できることを憲法に明記することの必要性などに関する議論です。(p. 78)

慎重といえば、「ミサイル防衛」も同じである。米国が1999年から翌年にかけて行ったミサイル防衛の実験は、3回のうち2回が失敗に終わったが、それでも「わが国は、弾道ミサイルの拡散がもたらす深刻な脅威につ

き米国と認識を共有して」おり、「ミサイル防衛計画を検討していることをわが国として理解して」いるにとどまらず、「日米共同技術研究は、引き続き推進していきたい」としている (p. 13)。慎重な言い回しに徹しているが、やがてミサイル防衛に乗り出すつもりでいることがうかがえる。

新中期防衛力整備計画についても瞥見しておこう。

1995年の新・防衛大綱に基づく中期防衛力整備計画 (1995～1999年度) の終了を受けて、2000年に新たな中期防衛力整備計画 (2001～2005年度) が閣議決定された。2001年はその初年度に当たるわけである。この新中期防の意義は、「防衛力の規模及び機能の見直しを行い、その合理化・効率化・コンパクト化を一層進め、必要な機能の充実と防衛力の質的な向上を図る」こととした新・大綱を踏まえて、大綱の示す「防衛力の水準への円滑な移行を行い、その水準をおおむね達成することを大きな柱」とするものである (p. 89)。

注目点は、陸上自衛隊の「コンパクト化」である。それまでの13個師団、2個混成団からなる18万人体制から、9個師団、6個旅団の16万人体制への転換である。18万人を長い間掲げながら一度もその定数を満たすことのなかった陸上自衛隊の転換は大きな出来事である。ソ連の脅威を前提とした冷戦体制からの脱却ともいえよう。一方、海上自衛隊では、護衛艦部隊の地方隊は10個護衛隊を7個に、掃海部隊が2個掃海隊群を1個に削減したが、第一線に立つ護衛隊群は4個体制を維持しており、むしろ実戦部隊の強化にシフトしつつある。今日の海空重視はこの大綱から始まっていた。

この新中期防では、先に触れた空中給油機の導入のほか、新たなヘリコプター搭載護衛艦 (DDH) も注目を集めた。海上自衛隊の4個護衛隊群はそれぞれ哨戒ヘリコプターを3機搭載する護衛艦を1隻ずつ保有しているが、この新中期防では、その代替のためにヘリコプター空母の導入を密かに図った。イメージ図として発表したのは、甲板が前後に分かれたものであった (p. 99)。しかし、実際にはいわゆる全通甲板に設計変更し、

海上自衛隊の宿願であったヘリ空母の導入が行われる。「計画の策定に当たっては、おおむね13,500トン程度を念頭に置いています」としているが、これは基準排水量であって、艀装を終えた満載排水量は2万トンに達するものである。「小さく産んで」ではなく「小さく見せて」大きく育てる手法が取られた。国民に対する不誠実と断ぜざるを得ない。

この白書で初めて登場したのが「メンタルヘルス」である。前年10月に「部外の専門家などから自衛隊のメンタルヘルスに関する施策の提言を受け、現在、隊員とその家族に対するカウンセリング体制の充実など、具体的な施策の実施に向けて取り組んでいる」と、まだ緒に就いたばかりである (p. 254)。

また、前年9月に発覚した現職海上自衛官による秘密漏えい事件を受けて、秘密保全等対策委員会が設置されるなど、「秘密保全に対する取組」が強化された。これによって、防衛庁は次の点の徹底を図った。すなわち、①関係職員の厳正な峻別・限定、秘密区分の指定の適正化など秘密漏えい防止のための取扱環境の整備、②各国駐在武官などとの接触要領、③隊員の服務指導——などである。さらに、防衛庁情報保全委員会を設置し、情報保全業務やその組織及び運営などについての検討を行っている (p. 254-255)。

メンタルヘルスも情報保全もこれ以降、防衛庁・自衛隊にとって重要な課題となる。

28. 2002年版

全体で399ページであるが、巻末の資料に日本国憲法や自衛隊の条文(いずれも抜粋)が掲載されたため、80点に増えた。構成は以下の通り(細目は省略)。

第1章 国際軍事情勢

- 第1節 国際軍事情勢概観
- 第2節 主要国の国防政策と国際社会の安定化への対応
- 第3節 アジア太平洋地域の軍事情勢
- 第2章 わが国の防衛政策
(略)
- 第3章 国家の緊急事態への対応と日米安全保障体制に関連する諸施策
 - 第1節 国際的なテロリズムへの対応
 - 第2節 各種の事態への対応
 - 第3節 わが国の防衛
 - 第4節 武力攻撃事態への対応に関する法制への取組など
 - 第5節 防衛力の整備
 - 第6節 日米安全保障体制に関連する諸施策
- 第4章 災害への対応とより安定した安全保障環境の構築への貢献
 - 第1節 災害への対応
 - 第2節 国際平和協力への取組
 - 第3節 国際社会における信頼関係増進への取組
- 第5章 国民と防衛
 - 第1節 防衛力を支える基盤
 - 第2節 国民と自衛隊
 - 第3節 防衛庁・自衛隊と地方公共団体を含む地域社会とのかかわり
 - 第4節 沖縄に所在する在日米軍施設・区域

第1章第1節は、いうまでもなく前年9月11日に米国で発生したテロ事件から始まっている。「従来からその危険性が指摘されてきたテロが、想像を超える規模、手段によって引き起こされた」として、世界は「不安な時代」を迎えているとした (p. 2)。

白書ではさらに、事件の発生から、米国の軍事作戦、アフガニスタン

のタリバーン政権の崩壊などを詳細に紹介し、いかに多くの国が米軍に協力したか——その含意は述べるまでもないであろう——を強調した (p. 411)。

しかしながら、第2章「わが国の防衛政策」第1節「防衛の基本的考え方」の記述には変化は全く見られない。約2ページに及ぶコラム「日米安保50周年」は旧安保条約の締結から50年が過ぎたことからこれを振り返っているが、「日米安保の足跡を簡単に紹介」しているに過ぎず、淡々とした「紹介」の域を超えるものではない。「わが国は、日米安保条約を中核とする日米安保体制の下で、外部からの武力攻撃にさらされたり、武力紛争に巻き込まれたりすることなく、平和と安全を確保し、そのもとで国民生活と経済の発展を成し遂げました」と、日米安保が戦後日本の平和と繁栄の基礎であるとの認識をあらためて示し、「日米安保体制は、わが国の安全のみならず、アジア太平洋地域の平和と安定に資するものであり、今後とも、これが有効に機能していくよう努力していなければならない」と、その意義を日本のみならず、広くアジア太平洋にまで拡張していることを確認しておこう (p. 92-93)。

米国で発生した9.11テロ事件については、第3章第1節であらためて取り上げている。事件発生当初から日本政府（当時は小泉純一郎内閣）は「テロリズムとの闘いをわが国自らの安全確保の問題と認識して主体的に取り組み、同盟国たる米国を強く支持し、米国をはじめとする世界の国々と一致結束して対応する」との方針を掲げた。そして国内の主要な米軍との共同使用施設、すなわち、三沢、横須賀、厚木、岩国、佐世保の警備を強化するなどの対応を取った。このほか、アフガニスタン難民救援のための活動などにも乗り出した。しかし、主眼があくまでも米国支援であったことは疑いようがない。白書では「同時多発テロは、米国のみならず世界全体に対する、きわめて卑劣かつ許した外攻撃である。わが国としては、国際的なテロリズムに対して断固として……」としつつも、テロ対策特別

措置法の目的が「テロ攻撃の脅威の除去に努めることにより国連憲章の目的達成に寄与する米国などの軍隊など（諸外国の軍隊など）の活動に対してわが国が行う措置」とあるように、米軍支援がその目的であった。そして、自衛隊の活動は「現に戦闘が行われておらず、かつ、そこで行われる活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域」に限定されるとした。このような設定がテロに対して無意味であることは論を俟たないが、憲法上の制約を考えると、このような無理をして道理を超えるしかなかった。この第3章第1節「国際的なテロリズムへの対応」に17ページを費やしている。こうした防衛政策は新たな一步を踏み出した。続く第2節「各種の事態への対応」で「不審船・武装工作員などへの対応」、 「ゲリラや特殊部隊による攻撃への対処のための取組」を紹介した後、2ページ余りにわたるコラム「武器使用規定」で、「治安出動、警護出動、海上における警備行動などの際における武器の使用」、 「武器などの防護のための武器の使用」、 「自衛隊の施設の警護のための武器の使用」について説明を行っている（p. 124-126）。

小括

9.11テロは21世紀の世界にとって安全保障上の脅威が何であるかを示したのみならず、日本の防衛政策にとっても画期となった。2001年12月の日米防衛首脳会談で日米戦略対話を開始することで合意ができ、翌2002年1月と5月に審議官級の意見交換が行われた。日米安全保障共同宣言（1996年）からわずか数年で日米は安保の事実上の再々定義に乗り出すことになる。